

# 就実大学・就実短期大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程

制定 平成28年4月1日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日、文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）及び就実大学・就実短期大学公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程第8条の規定に基づき、本学の研究活動における不正行為の防止等に関して必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動を行う教職員、学生及び研究員等をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。なお、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったとしても、それは不正行為には当たらない。

- (1) 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）
- (2) 改ざん（研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）
- (3) 盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。）
- (4) 同じ研究成果の重複発表及び不適切なオーサーシップ（論文著作者が適正に公表されないことをいう。）
- (5) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は調査の妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。）

(責任体制)

第 3 条 本学の研究活動における不正行為の防止等について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者を補佐し、不正行為の防止等を統括する責任と権限を有する者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、事務部長をもって充てる。

3 所属の研究者に対して、研究倫理の遵守を周知し、監督する責任と権限を有する者（以下「研究倫理教育責任者」という。）を置き、産学官地域連携センター長をもって充てる。

4 不正行為の防止等に関する研究者教育を行うため「コンプライアンス推進責任者」を置き、各学部長をもって充てる。

(最高管理責任者の責務)

第 4 条 最高管理責任者は、次の各号を行う。

- (1) 不正行為の防止等の基本方針の決定
- (2) 不正行為に係る情報を受けたときの対応方針の決定

(統括管理責任者の責務)

第 5 条 統括管理責任者は、次の各号を行う。

- (1) 不正行為の防止等の基本方針に基づく研究倫理教育の実施計画の策定及び実施統括
- (2) 不正行為に係る情報を受けたときの対応の統括

(研究倫理教育責任者の責務)

第 6 条 研究倫理教育責任者は、次の各号を行う。

- (1) 研究者に対するコンプライアンス教育及び研究倫理教育研修会の実施及び受講状況の管理監督
- (2) 必要がある場合、研究者に対する研究倫理の指導

(コンプライアンス推進者)

第 7 条 コンプライアンス推進者は、次の各号を行う。

- (1) 不正行為の防止等のためのコンプライアンス教育の実施
- (2) 研究倫理教育研修会の受講状況の管理等

(研究者の責務)

第 8 条 研究者は、ガイドライン及び本学が定める諸規程に基づき、高い倫理性を保持し、研究活動に携わるとともに、不正行為を行ってはならない。

- 2 研究者は、研究倫理教育責任者の指示に従い、コンプライアンス教育及び研究倫理教育研修会を受講しなければならない。
- 3 研究者は、不正行為を防止する前提として、研究のために収集又は作成した資料、データ等の記録を、文部科学省が示す基準に従い、事後の検証が行えるように適切に保存しなければならない。
- 4 研究者は、関連する資料、データ等研究記録の提出、関係者へのヒアリング等、この規程に定める調査に誠実に協力しなければならない。

(共同研究における役割分担・責任の明確化)

第 9 条 共同研究においては、個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任を明確化しなければならない。

(複数の研究者による研究活動における代表研究者の役割)

第 10 条 複数の研究者による研究活動においては、研究活動の全容を把握・管理できる立場にある代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認しなければならない。

(若手研究者等への支援・助言等)

第 11 条 最高管理責任者は、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう、メンターの配置等、適切な支援・助言等がなされる環境を整備しなければならない。

第 12 条 この規程に定めのない事項は、ガイドライン及び関連する文部科学省通達に則り取り扱う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。